

平成 17 年（ワ）第 87 号、平成 18 年（ワ）第 16 号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

## 準備書面（9）

-原告準備書面（6）及び（7）に対する被告の意見-

平成 18 年 7 月 13 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



### 第1 被告の意見

1. 原告提案のいわゆる「生物検定法」についても、「免疫測定法」も被告として行わない。
2. なお、株元の水田水を採取し、カラシナ・ディフェンシン流出の有無を確認する実験のみ行うことについてはやぶさかではないが、当該再実験をするにせよ、①既出実験に対する原告からの有意な反論、②裁判所の正式な鑑定命令、③立会いは裁判所職員のみとすること、が前提となるべきことはすでに述べたとおりである。

### 第2 原告ら提案のいわゆる「生物検定法」について

1. そもそも、今回の実験目的は、カラシナ・ディフェンシンが外部に流出するかどうかを検定することにある。「生物検定法」は、流出したカラシナ・ディフェンシンの作用の程度を検定するものであり、「免疫測定法」で流出が確認できた後に行う実験である（この点原告らも準備書面（7）2頁で「免疫検定法（原文ママ）とともに生物検定法を並行させることで、ディフェンシン（被告註：カラシナ・ディフェンシンのこと）溶出の有無とともに菌に及ぼす影響度等を知ることができる」などと自認し、「生物検定法」が、カラシナ・ディフェンシン流出を確認した後

に有意となるべきものであることを認めている)。

2. また、本実験は、実験の条件ごとに様々な結果が出る、換言すれば安定的な結果が得られないとの性質を有しているものである。
3. したがって、本実験は今回行う意味はなく、また、適切でもない。
4. 原告が「生物検定法」を提案するに至った動機は、ダイコン・ディフェンシン流出実験（甲70、2頁以下）を参照し、「大根の種子をイネの茎葉に置き換えれば流出するであろう」との安易な考えの下想到したものであると思われるが、エタノール等で滅菌すれば枯死する可能性があるなど、およそ十分な検討がなされた提案とは考えられない。いずれにせよ、原告らによるかかる思いつき程度の無意味な実験を被告の負担において実施する予定はない。

### 第3 いわゆる原告提案の「免疫測定法」について

#### 1. 実験区A及びBについて

- (1) 実験区AおよびBについては、すでに当方は黒田博士による実験結果を提出済みであり（被告準備書面(2)10頁、乙19、被告準備書面(3)3頁、乙25）、原告が自ら提案する内容の実験を再実験として実施を主張するのであれば、すでに当方が提出済みの実験の内容のどこに問題があるのかを指摘し、原告提案の方法がより科学的に合理性があることを説明すべきである。
- (2) なお、原告において、実験実施日、実施担当者、河川水を使用した理由等が不明であるというのであれば、被告において適宜回答に応じたい。
- (3) 原告指定の実験方法は、茎葉と浸せき水の比率があまりにアンバランスでありかつその比率設定に合理性が認められない（自然界における環境との関連性が全く認められない）。また48時間の振とうなど、自然界ではありえない全く不当な条件設定といわざるを得ない。

#### 2. 実験区C及びDについて

- (1) 実験区C及びDについては、実験区A及びBの陽性コントロールと理解するが、そうであれば、実験区A及びBの取り扱いについて結論をえた後に、内容を検討すれば十分と思料する。なお、原告提案の実験区Dの設定は、大量のNaClを試用するなど理解できない部分があり、陽性コントロールであったとしても、受け入れることは困難である。
- (2) ちなみに、黒田実験に対する陽性コントロールについては、最近、結果の取りまとめができつつあるところであり、おって証拠として提出する予定である。

### 第4 いわゆる「生物検定法」及び「免疫測定法」を実施した場合における被告の業務への影響

1. 仮に今回の原告提案の実験をすべて実施した場合、少なくとも3名の研究者が、本来の研究業務を放棄し、40日間、数百万円の資材、機械を追加購入して実験を実施せざるを得ない。
2. このような対応は独立行政法人としての使命を果たすべく研究業務を行っている被告側にとって極めて多大な負担を強いるものであり、受け入れ不可能である。

#### 第5 株元の水田水採取実験

1. 組換えイネからのカラシナ・ディフェンシン流出の有無を確認する実験でもっとも端的な方法は、すでに黒田博士が提出済みの「組換えイネの栽培区の水田の水採取し、当該水田水中のカラシナ・ディフェンシンの有無を検証すること」である(乙25)。
2. 今回、原告からは当該実験について何ら触れるところがないし、これは、当該実験については、原告側からは何ら異議が述べられておらず、すでに原告もその内容については反論の余地がないためと考えざるを得ない。
3. すなわち、株元の水田水採取実験については、原告も結果を受け入れているのであるから、当方としては、それをもってカラシナ・ディフェンシンは流出していないとの結論が支持されたものと考えている。

#### 第6 まとめ

1. 以上のとおり、原告から既提出実験について何らの疑義や反論の提出がない以上、被告としては、再実験をすることは不要と考える次第である。
2. しかしながら、今後、原告からの有意な反論が提出され、かつ被告の述べた諸前提(本準備書面第1、2.①ないし③)が整うことを条件とし、株元で採取した水田水のカラシナ・ディフェンシン流出実験の再実施のみ応じることを検討したい。

以上